



福島県医第365号（地）

平成26年5月2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成26年度がん検診推進事業の実施について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、今般、標記事業につきまして、厚生労働省健康局長より日本医師会に周知協力依頼がなされた旨、別添のとおり通知が参りました。

本事業は、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した者に対して、大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的としており、本年度同事業については、別添の「平成26年度がん検診推進事業実施要綱」に基づき、平成26年4月1日から実施されます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご丁知いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

日医発第123号（地Ⅲ30）

平成26年4月23日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武

平成26年度 がん検診推進事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記事業については、市町村及び特別区が実施するがん検診において、特定の年齢に達した者に対して、大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的としております。

本年度同事業については、別添の「平成26年度がん検診推進事業実施要綱」に基づき、平成26年4月1日から行うこととし、厚生労働省健康局長より本会に対し協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発 0 4 0 1 第 1 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長

(公印省略)

平成 2 6 年度がん検診推進事業の実施について（協力依頼）

がんはわが国において昭和 5 6 年から死亡原因の第 1 位であり、がんによる死亡者数は年間 3 6 万人を超える状況となっております。しかしながら診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率向上、がんの早期発見が極めて重要であることにかんがみ、従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、受診勧奨事業方策の一つとして、大腸がん検診を対象とした平成 2 6 年度がん検診推進事業を実施することとしたところです。

本事業については、平成 2 6 年 4 月 1 日から行うこととし、別添写しのとおり各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あてに通知しましたので、貴会におかれましても、本事業の趣旨についてご理解いただき、検診対象者の受診機会の拡充を図るなど、特段のご配慮をお願いします。

平成26年度 がん検診推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施するがん検診において、特定の年齢に達した者に対して、大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 事業の内容

この事業は、下表に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、大腸がん検診受診希望者には、検査キットを送付するなど、クーポン券等によるがん検診の受診促進に必要な費用を補助する事業である。

なお、クーポン券等を送付しても、がん検診を受診されない対象者に対しては、再度の受診勧奨を郵送などで行うとともに、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

○大腸がん

以下の年齢の男性及び女性を対象とする。

年 齢	生年月日
40歳	昭和48（1973）年4月2日～昭和49（1974）年4月1日
45歳	昭和43（1968）年4月2日～昭和44（1969）年4月1日
50歳	昭和38（1963）年4月2日～昭和39（1964）年4月1日
55歳	昭和33（1958）年4月2日～昭和34（1959）年4月1日
60歳	昭和28（1953）年4月2日～昭和29（1954）年4月1日

5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

7 基準日

がん検診台帳を整理するための基準日は、平成26年4月20日とする。

なお、基準日時点において、当該市区町村に在住する対象者に対し、クーポン券等を送付すること。

8 その他の留意事項

（1）クーポン券、検診手帳、受診案内について

クーポン券、検診手帳、受診案内は厚生労働省が送付した見本を参考にしつつ、検診手帳及び受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

（2）本人確認について

検診実施機関に対し、クーポン券に記載された氏名及び住所については、必ず保険証、運転免許証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

（3）大腸がん検診について

大腸がん検診における検査キットについては、対象者の利便性に考慮し、受診希望者に直接送付することを本事業における標準的な方法とする。ただし、地域の状況に合わせ、検診実施機関から送付することや検診実施機関に受け取りに行く方法等を妨げるものではない。

なお、問診については、地域の実施方法に合わせ、以下のタイミングで実施すること。

- ① 検査キット受け取り時
- ② 検査キット提出時
- ③ 検査結果の通知時

(4) 検診受診の利便性向上

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がんを受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(5) 検診に関する情報提供

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(6) 他の市区町村での受診に対する配慮

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(7) 要精密検査とされた者に対する周知について

検診結果が「要精密検査」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、周知するものとする。

その際には、精密検査を受診しないことにより、大腸がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明が行えるよう、医師による対面での説明が望ましいこと。

なお、医師による対面での実施が困難等であり、通知による場合であっても、市区町村において、受診勧奨に努めること。

(8) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

改正後	改正前																								
別紙	別紙																								
平成26年度 がん検診推進事業実施要綱	平成25年度 がん検診推進事業実施要綱																								
1 目的 この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施するがん検診において、特定の年齢に達した者に対して、大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。 2 実施主体 （略） 3 実施体制の整備 実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。 1 事業の内容 この事業は、下表に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、大腸がん検診受診希望者には、検査キットを送付するなど、クーポン券等によるがん検診の受診促進に必要な費用を補助する事業である。 なお、クーポン券等を送付しても、がん検診を受診されない対象者に対しては、再度の受診勧奨を郵送などで行うとともに、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努めること。 また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。	1 目的 この事業は、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施するがん検診において、特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券（以下「クーポン券」という。）を送付し、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。 また、子宮頸がんについては、若年層の罹患が増加してきており、死亡率については諸外国は低下している中、日本は上昇していることから、従来の細胞診に加え、海外で一定程度有用性が認められているHPV（ヒトパピローマウイルス）検査（HPV核酸検出）[*]について、当該検査を導入する場合の課題及び最も適切な実施方法を検証するため、HPV検査検証事業を実施する。 ※ハイリスク HPV一括検査のこと。タイピングは含まない。 2 実施主体 （略） 3 実施体制の整備 実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。 なお、HPV検査については、4（2）に基づき実施するものとする。 4 事業の内容 （1）がん検診推進事業 この事業は、下記①から③に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するとともに、大腸がん検診受診希望者には、検査キットを送付するなど、クーポン券等によるがん検診の受診促進に必要な費用を補助する事業である。 なお、クーポン券等を送付しても、がん検診を受診されない対象者に対しては、再度の受診勧奨を郵送などで行うとともに、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努めること。 また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。 ①子宮頸がん 以下の年齢の女性を対象とする。 <table border="1"> <tr> <th>年齢</th><th>生年月日</th></tr> <tr> <td>20歳</td><td>平成 4（1992）年4月2日～平成 5（1993）年4月1日</td></tr> <tr> <td>25歳</td><td>昭和 6 2（1987）年4月2日～昭和 6 3（1988）年4月1日</td></tr> <tr> <td>30歳</td><td>昭和 5 7（1982）年4月2日～昭和 5 8（1983）年4月1日</td></tr> <tr> <td>35歳</td><td>昭和 5 2（1977）年4月2日～昭和 5 3（1978）年4月1日</td></tr> <tr> <td>40歳</td><td>昭和 4 7（1972）年4月2日～昭和 4 8（1973）年4月1日</td></tr> </table> ②乳がん 以下の年齢の女性を対象とする。 <table border="1"> <tr> <th>年齢</th><th>生年月日</th></tr> <tr> <td>40歳</td><td>昭和 4 7（1972）年4月2日～昭和 4 8（1973）年4月1日</td></tr> <tr> <td>45歳</td><td>昭和 4 2（1967）年4月2日～昭和 4 3（1968）年4月1日</td></tr> <tr> <td>50歳</td><td>昭和 3 7（1962）年4月2日～昭和 3 8（1963）年4月1日</td></tr> <tr> <td>55歳</td><td>昭和 3 2（1957）年4月2日～昭和 3 3（1958）年4月1日</td></tr> <tr> <td>60歳</td><td>昭和 2 7（1952）年4月2日～昭和 2 8（1953）年4月1日</td></tr> </table>	年齢	生年月日	20歳	平成 4（1992）年4月2日～平成 5（1993）年4月1日	25歳	昭和 6 2（1987）年4月2日～昭和 6 3（1988）年4月1日	30歳	昭和 5 7（1982）年4月2日～昭和 5 8（1983）年4月1日	35歳	昭和 5 2（1977）年4月2日～昭和 5 3（1978）年4月1日	40歳	昭和 4 7（1972）年4月2日～昭和 4 8（1973）年4月1日	年齢	生年月日	40歳	昭和 4 7（1972）年4月2日～昭和 4 8（1973）年4月1日	45歳	昭和 4 2（1967）年4月2日～昭和 4 3（1968）年4月1日	50歳	昭和 3 7（1962）年4月2日～昭和 3 8（1963）年4月1日	55歳	昭和 3 2（1957）年4月2日～昭和 3 3（1958）年4月1日	60歳	昭和 2 7（1952）年4月2日～昭和 2 8（1953）年4月1日
年齢	生年月日																								
20歳	平成 4（1992）年4月2日～平成 5（1993）年4月1日																								
25歳	昭和 6 2（1987）年4月2日～昭和 6 3（1988）年4月1日																								
30歳	昭和 5 7（1982）年4月2日～昭和 5 8（1983）年4月1日																								
35歳	昭和 5 2（1977）年4月2日～昭和 5 3（1978）年4月1日																								
40歳	昭和 4 7（1972）年4月2日～昭和 4 8（1973）年4月1日																								
年齢	生年月日																								
40歳	昭和 4 7（1972）年4月2日～昭和 4 8（1973）年4月1日																								
45歳	昭和 4 2（1967）年4月2日～昭和 4 3（1968）年4月1日																								
50歳	昭和 3 7（1962）年4月2日～昭和 3 8（1963）年4月1日																								
55歳	昭和 3 2（1957）年4月2日～昭和 3 3（1958）年4月1日																								
60歳	昭和 2 7（1952）年4月2日～昭和 2 8（1953）年4月1日																								

改正後	改正前																								
○大腸がん 以下の年齢の男性及び女性を対象とする。 <table><tr><th>年齢</th><th>生年月日</th></tr><tr><td>40歳</td><td>昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日</td></tr><tr><td>45歳</td><td>昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日</td></tr><tr><td>50歳</td><td>昭和38(1963)年4月2日～昭和39(1964)年4月1日</td></tr><tr><td>55歳</td><td>昭和33(1958)年4月2日～昭和34(1959)年4月1日</td></tr><tr><td>60歳</td><td>昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日</td></tr></table>	年齢	生年月日	40歳	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日	45歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日	50歳	昭和38(1963)年4月2日～昭和39(1964)年4月1日	55歳	昭和33(1958)年4月2日～昭和34(1959)年4月1日	60歳	昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日	③大腸がん 以下の年齢の男性及び女性を対象とする。 <table><tr><th>年齢</th><th>生年月日</th></tr><tr><td>40歳</td><td>昭和47(1972)年4月2日～昭和48(1973)年4月1日</td></tr><tr><td>45歳</td><td>昭和42(1967)年4月2日～昭和43(1968)年4月1日</td></tr><tr><td>50歳</td><td>昭和37(1962)年4月2日～昭和38(1963)年4月1日</td></tr><tr><td>55歳</td><td>昭和32(1957)年4月2日～昭和33(1958)年4月1日</td></tr><tr><td>60歳</td><td>昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日</td></tr></table>	年齢	生年月日	40歳	昭和47(1972)年4月2日～昭和48(1973)年4月1日	45歳	昭和42(1967)年4月2日～昭和43(1968)年4月1日	50歳	昭和37(1962)年4月2日～昭和38(1963)年4月1日	55歳	昭和32(1957)年4月2日～昭和33(1958)年4月1日	60歳	昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日
年齢	生年月日																								
40歳	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日																								
45歳	昭和43(1968)年4月2日～昭和44(1969)年4月1日																								
50歳	昭和38(1963)年4月2日～昭和39(1964)年4月1日																								
55歳	昭和33(1958)年4月2日～昭和34(1959)年4月1日																								
60歳	昭和28(1953)年4月2日～昭和29(1954)年4月1日																								
年齢	生年月日																								
40歳	昭和47(1972)年4月2日～昭和48(1973)年4月1日																								
45歳	昭和42(1967)年4月2日～昭和43(1968)年4月1日																								
50歳	昭和37(1962)年4月2日～昭和38(1963)年4月1日																								
55歳	昭和32(1957)年4月2日～昭和33(1958)年4月1日																								
60歳	昭和27(1952)年4月2日～昭和28(1953)年4月1日																								
5 経費の負担 (略)	(2)HPV検査検証事業 この事業は、(1)の①で定めた対象者のうち、30歳、35歳、40歳の者に対して、厚生労働省が示すHPV検査の受診案内を、原則として(1)の①で送付するクーポン券に同封して、又は別送にて送付し、子宮頸部細胞診と同時にHPV検査を希望する者に対してHPV検査を実施するための費用を補助する事業である。なお、本事業は、子宮頸がん検診を「がん健康重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知、平成24年3月28日一部改正)に基づき、「子宮頸がん検診のチェックリスト」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」)による)を参考とするなどして適切な精度管理の下で実施している市区町村において、子宮頸部細胞診と同時にHPV検査を実施する事業であり、実施する市区町村は9に定める要件を満たし、厚生労働省が認めた場合とする。																								
6 報告 (略)	5 経費の負担 (略)																								
7 基準日 がん検診台帳を整理するための基準日は、平成26年4月20日とする。 なお、基準日時点において、当該市区町村に在住する対象者に対し、クーポン券等を送付すること。	6 報告 (略)																								
8 その他の留意事項 (1)クーポン券、検診手帳、受診案内について クーポン券、検診手帳、受診案内は厚生労働省が送付した見本を参考にしつつ、検診手帳及び受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。 また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。	7 基準日 がん検診台帳を整理するための基準日は、平成25年4月20日とする。 なお、基準日時点において、当該市区町村に在住し、4(1)及び(2)の対象となる者に対し、4(1)①から③にかかるクーポン券等及び4(2)にかかるHPV検査の受診案内を送付すること。																								
	8 その他の留意事項 (1)クーポン券、検診手帳、受診案内について クーポン券、検診手帳、HPV検査の受診案内は厚生労働省が送付した見本を踏襲しつつ、検診手帳及び受診案内については、地域の状況に合わせ加除修正することは差し支えないものとする。 また、クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正のクーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。 なお、HPV検査検証事業については、細胞診と同時に実施するため、事業開始前に子宮頸がん検診を受診したことが把握されている者には受診案内を送付しないこと。																								

改 正 後	改 正 前
(2) (略) (3) (略) (4) 検診受診の利便性向上 市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等の検診（健診）との同時実施等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。 また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん検診、<u>子宮頸がん検診、乳がん</u>を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。 (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略)	(2) (略) (3) (略) (4) 検診受診の利便性向上 市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等の検診（健診）との同時実施、<u>マンモグラフィ車の活用</u>等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。 また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。 (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) 9 <u>HPV検査検証事業を実施する上で満たすべき事項</u> 4の(2)のとおり、HPV検査検証事業は、<u>子宮頸がん検診を適切な精度管理の下で実施している市区町村において、子宮頸部細胞診と同時にHPV検査を実施する事業であり、事業を実施する市区町村は、以下の条件を満たすものとする。</u> <u>なお、本事業は、同じく平成25年度より実施を予定している厚生労働科学研究と一体的にすすめることにより、HPV検査の子宮頸がん検診としての効果や不利益の大きさ等の検証に資するものであり、別添に示す事項について研究に協力するよう努めること。</u> (1)<u>過去（最低過去2年分）の子宮頸がん検診受診履歴が、精密検査結果も含めて保管されていること。</u> (2)<u>原則として、子宮頸がん検診（細胞診）の検診間隔が2年で行われていること。</u> (3)<u>市区町村内で子宮頸部細胞診の方法（従来法か液状検体か）を統一できること。</u> (4)<u>子宮頸部細胞診はベセスダシステムにて判定し、その結果に基づいて精密検査の必要性を判断できること。</u> (5)<u>市区町村内で同一のHPV検査を用いること。（HPV検査キットの種類は問わない）</u> (6)<u>精密検査の個別受診勧奨を確実に行えること。</u> <u><HPV検査検証事業対象者でHPV検査を受診した者></u> <u>ASC-US以外の要精検者[※]に対する精密検査^{注1)}及び</u> <u>ASC-USでHPV陽性の者に対する精密検査^{注1)}</u> <u>ASC-USでHPV陰性の者に対する12ヶ月後の精密検査^{注2)}</u> <u>細胞診陰性でHPV陽性の者に対する12ヶ月後の精密検査^{注2)}</u> ※ 結果がASC-H、LSIL、HSIL、SCC、AGC、AIS、<u>Adenocarcinoma、Other malig</u>であった者 注1) ここでの精密検査はコルポスコープ診・生検 注2) ここでの精密検査は子宮頸部細胞診

改正後	改正前
	<u>＜子宮頸部細胞診のみを受診した者＞</u> <u>要精検者[*]に対する精密検査</u> <u>※結果がASC-US、ASC-H、LSIL、HSIL、SCC、AGC、AIS、</u> <u>Adenocarcinoma、Other malig.であった者</u> (7)個々の対象者の精密検査受診の有無と、受診した精密検査実施機関を把握できる こと。 (8)精密検査の対象とならなかった者と、精密検査の結果、通院の必要のない者に対して、今年度の子宮頸がん検診から2年毎に、子宮頸がん検診（子宮頸部細胞診）の個別受診勧奨ができること。 <u>※ これらの要件に関しては、市区町村が自ら行っていなくとも、検診事業委託先である検診機関等により実施可能であれば可とする。</u>

改正後	改正前
	(別添) <u>H P V 検査検証事業に関連する研究への協力について</u> <u>H P V 検証事業は、厚生労働科学研究と一体的にすすめることにより、H P V 検査の子宮頸がん検診としての効果や不利益の大きさ等の検証に資するものであり、以下に示す事項について研究への協力を依頼する予定である。</u> <u>・ H P V 検査検証事業の対象者に対し、H P V 検査に関する受診案内にあわせて、研究に関する説明文書・同意書を送付する等、研究班の指定する方法で、同意の取得に協力する。</u> <u>・ 後日、研究班より、研究に同意した H P V 検査受診者の検診結果、精密検査受診の有無、精密検査実施機関名、精密検査結果、住民票の写し等の照会があった場合には、その照会に協力する。</u> <u>・ H P V 検査検証事業の対象ではなく、子宮頸部細胞診の対象となる者のうち、研究班が後日指定する年齢の者（例えば 3 1 ～ 3 4 歳、3 6 ～ 3 9 歳等）に対し、研究に関する説明文書・同意書を送付する等、研究班の指定する方法で、同意の取得に協力する。</u> <u>・ 後日、研究班より、研究に同意した子宮頸部細胞診受診者の検診結果、精密検査受診の有無、精密検査実施機関名、精密検査結果、住民票の写し等の照会があった場合には、その照会に協力する。</u> <u>なお、事業実施後も研究の同意を得た者全てに対して 2 年後、4 年後、6 年後の細胞診による検診結果・精密検査結果及び医療機関の受診状況を研究班が把握する予定であることから、市区町村にも引き続き協力を依頼する予定である。</u>

「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」改正案 （抜粋）

（交付の対象）

3（7）ア 疾病予防対策事業費等補助金

（オ）がん検診推進事業

平成26年4月1日健発0401第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成26年度がん検診推進事業実施要綱」により市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が行う事業

項	1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
健康増進対策費	がん検診推進事業	がん検診推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	がん検診推進事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 大腸がん検診における市区町村負担分及び自己負担分 2 事務費 賃金、需要費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、委託料、使用料及び賃借料、手数料	1/2